

第 27 回浜田市農業委員会総会会議事録

平成 29 年 4 月 24 日 午前 9 時 30

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
5 番 林 秀司	7 番 牛尾 博美	8 番 小川 明人	9 番 佐々岡常喜
10 番 大谷 数義	11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延	13 番 小谷 保雄
15 番 小松原常雄	17 番 狹間 延雄	18 番 松山 純久	20 番 川方 耕治
23 番 原田 和義	24 番 神田 進	25 番 岡本 嗣喜	26 番 宮崎 龍生
27 番 渡辺 弘之	28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登	30 番 三浦 博文
31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三	33 番 佐々木京子	34 番 玉田 一
35 番 埜本 徹夫	37 番 岩田 功		

2. 欠席委員

19 番 安床 俊雄 委員	番	委員	
番	委員	番	委員

3. 事務局出席職員 坂田事務局長、河野農地係長、柴田主任主事  
岡本囑託

会 長

おはようございます。ただいまから第26回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、

6番 三浦 万人 委員	14番 岡本 健治 委員
16番 三浦 寿紀 委員	19番 安床 俊雄 委員
21番 岡堂 正顯 委員	22番 三明多佳志 委員
36番 徳田マスエ 委員	

以上、7名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

3番 廣瀬 康友 委員	7番 牛尾 博美 委員
番 委員	番 委員

以上、2名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

32番 野上 省三 委員 33番 佐々木京子 委員です。

会 長

それでは、事務局よろしく申し上げます。

事 務 局

おはようございます。議事に入ります前に、このたびの4月の人事異動により、川神事務局長の後任として坂田事務局長、また、久佐係長が情報へ異動になりましたので、その後任として山本係長、集積の関係を担当していました森川主任主事が金城の方へ異動になった関係で、岡本囑託に事務をしていただきます。また、臨時職員の佐々木さんが3月で辞められて、その代わりに中村さんに来てもらう事になりましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。それでは、それぞれからあいさつ申し上げます。

坂田事務局長 (あいさつ)

山本係長 (あいさつ)

岡本囑託 (あいさつ)

中村事務 (あいさつ)

事務局 以上、よろしくお願いいたします。

会長 では、議事に入ります。

議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします

事務局 農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思いを。

では、農用地利用集積計画について、農業委員会の柴田主任主事より説明させていただきます。

事務局 おはようございます。事務局の柴田です。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の方に、農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしていますのでそちらをご覧ください。

農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆様からの申し出に基づいて、計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は35件91筆、119,562㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は4月27日を予定しており、利用権設定については開始日を5月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたらご発言願います。ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方は挙手をお願いします

委 員 ～委員、挙手～

会 長 ありがとうございます。それではご承認いただけましたので、そのように処理します。

会 長 続きまして議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律、第6条第1項、第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。総会資料は3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は旭町丸原の田、外4筆の田畑です。場所は島根旭社会復帰促進センターから約200m東の、岩地谷行政区です。この申請は、譲受人が無償で申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は1,139a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

続きまして、2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は治和町の田です。場所はJR周布駅から約100m北の、治和町町内です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するもので

す。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は77a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会 長           ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、26番、宮崎委員お願いします。

第26番           (宮崎 龍生 委員)

26番、宮崎です。先ほど、事務局から説明がありました様に問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

会 長           2号につきまして、20番、川方委員お願いします。

第20番           (川方 耕治 委員)

20番、川方です。現地は事務局と確認済です。長らく、〇〇さんの方で耕作されていましたが、今回この申請となりました。〇〇さんは農業も手広くされています。事務局からの説明の通りですのでよろしくお願いいたします。

会 長           以上で、第3条申請について2件の説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員           ～挙手、多数～

会 長             ありがとうございました。以上で、農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長             続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局             それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。

農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料 7 ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、三隅町三隅の畑です。場所は、JR 三保三隅駅から約 620m 南東の、岡崎町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を農業用倉庫と駐車場にするものです。なお、申請地がすでに倉庫に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料 8 ページに掲載しております。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

続きまして 2 号について説明します。申請地は、資料 9 ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、高佐町の畑です。場所は島根県立浜田高等学校から約 200m 北東の、高佐町町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

続きまして 3 号について説明します。申請地は、資料 10 ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、竹迫町の田です。場所は、市立三階小学校から約 100m 北西の、竹迫町町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に

個人住宅を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第5条申請については、以上3件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、34番、玉田委員をお願いします。

第34番

(玉田 一 委員)

34番、玉田です。4月12日に現地確認に行きました。写真を見ていただきますと建物も建っていますが、始末書も出ていますので、事務局の説明通り問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会 長

2号につきまして、10番、大谷委員をお願いします。

第10番

(大谷 数義 委員)

10番、大谷です。先ほど事務局より説明ありました通り、何も問題はないと思います。尚、写真で見ていただきますと、今回の申請地の右隣が昨年同じ様な申請が出ていまして、まだ工事は進んでいませんが、辺りが全て宅地化になりつつある様な所ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長

3号につきまして、18番、松山委員をお願いします。

第18番

(松山 純久 委員)

18番、松山です。只今、事務局から説明がありました様に、何も問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会 長

以上で、第5条申請について、3件全ての説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～挙手、多数～

会長

ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長

続きまして、議第4号転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄等により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明となります。

1号につきましては、資料は12ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、旭町今市の田、外1筆の田です。場所は、市立旭中学校から約500m北の、下城行政区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして2号について説明します。資料は13ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、国分町の畑、外1筆の畑です。場所は、県立浜田養護学校から約650m西の、国分町町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして3号について説明します。資料は14ページ、図面番号⑧をご覧ください。申請地は、内田町の畑、外1筆の田です。場所は、市立美川小学校から



約 1.2km 北東の、上内田町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして 4 号について説明します。資料は戻りまして 7 ページ、図面番号 ③をご覧ください。申請地は、三隅町三隅の畑です。場所は先ほどと同じく、JR 三保三隅駅から約 620m 南東の、岡崎町内です。当該申請地は現在、土砂で埋められていますが、昭和 26 年以前から畑ではなく、原野化しています。

続きまして 5 号について説明します。資料は 15 ページ、図面番号 ⑨をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田、外 7 筆の田畑です。場所は、市立弥栄中学校から約 2.5km 西の、三隅町井野、上小原地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化をしています。

転用統制外証明願は、以上 5 件です。

会 長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1 号につきまして、第 26 番、宮崎委員をお願いします。

第 26 番

(宮崎 龍生 委員)

26 番、宮崎です。只今、事務局から説明のあった通り、また 2 ページの写真の通りです、よろしくをお願いします。

会 長

2 号につきましては、三明委員ですが、本日欠席ですので事務局の方から、また、3 号につきましても、三浦委員が欠席ですので、事務局の方からそれぞれお願いいたします。

事務局

はい。2 号につきまして、三明委員と現場の方確認しております。既に、山の様になっており、問題はないだろうとの言葉をいただいております。それから、3 号につきましては、こちらも三浦委員と現場の方確認しておりますが、こちら

も写真のように山林化と言いますか、竹が多く生えていまして問題はないだろうと言う言葉をいただいております。

会 長 4号につきまして、第34番、玉田委員お願いします。

第34番 (玉田 一 委員)

34番、玉田です。この案件につきまして、4月12日に現地確認しております。3ページに写真がありますが、杉の切り株のようなものがありまして、相当前から原野化していると思われます。事務局の説明の通りで問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

会 長 5号につきまして、第32番、野上委員お願いします。

第32番 (野上 省三 委員)

32番、野上です。4月12日に事務局と現地を確認してきました。写真を見て頂くとわかるように、山林化しておりますのでよろしくをお願いします。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。これらの件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

第2番 (岡田 勝 委員)

2番、岡本です。4号の件についてですが、財産管理人が転用統制外を出されるのに、何か色々、税務上等、農地の処分とか何かあるのでしょうか。

会 長 事務局から回答をお願いします。

事務局 はい。こちらの申請に関しましては、確かに初めてのケースで、財産管理人、〇〇〇〇さんと言う方が関わっておられます。〇〇〇〇さんと言う方の名義になっているらしいのですが、身寄りもなく誰も後を継がれる方がおられなくて、

この〇〇さんと言う方が代わりに管理をされているという事で、その方が裁判所などの証人と言いますか、管理人になられていると言う書類も添付していただいております。農地法的には、管理人がやられるという事であれば、何ら問題はないと認識しています。

会 長 よろしいでしょうか。

第 2 番 (岡田 勝 委員)

はい。

会 長 他にはございませんか。

無いようですので、採決に入らせていただきます。

この度の、転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ~挙手、多数~

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第5号農業委員の辞任について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員の辞任についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第13条の下記委員より、平成29年4月30日付をもちまして、一身上の都合により辞任願が提出されたため、同法第16条の規定により農業委員会の同意を求めます。

記、法第13条委員、安床 俊雄。

4月11日付けで、安床委員から4月30日をもって農業委員を辞任したい旨の辞任願が提出されました。この辞任願をご同意いただきたく提案いたします。

ご本人さんにお会いしてお話をしましたが、昨年から調子をくずされており、2月に脳梗塞で倒れられ、入院をされておりました。退院後、最近までは娘さんの所で療養されておりましたが、何とか一人で生活できる目途が立ったことより実家に帰省されました。ご本人と居合わせたヘルパーさんとも相談させていただきましたが、日常生活をするのが精いっぱいだろうと思われました。

なお、法的には5分の2の欠員が生じたときには選挙になりますが、それにならない場合は欠員となります。

辞任についての説明は以上です。

会 長

事務局からお聞きの通りでございます。体調を崩されての辞任になります。現地確認等に関しましては、旭の委員の方々と協力しあいながら、あと残り約1年ですが、お願いしたいと思っております。

この農業委員の辞任につきまして、皆様方からご意見等、何かありましたらお願いします。

第25番

(岡本 嗣喜 委員)

25番、岡本です。先ほどの安床委員の辞任という事ですが、現在、旭では5名の農業委員がいる訳ですが、安床委員のカバーをするのは大変なことだと思います。自分の所だけでも、定員削減で困難なのですが、更に自分の知らない所の調査をするという事は出来ないのではないかと思います。その辺事務局ではどうお考えでしょうか。

会 長

事務局、回答をお願いします。

事 務 局

はい。現在、一番心配をしているのが、今年度の農地パトロールについてです。これについては、まだどうするのか考えておりません。近くの方でカバー出来るところはカバーしていただいて、最悪、事務局で対応するしかないので

はないかと考えています。通常の現場確認については、大変申し訳ありませんが、旭の方でカバーしていただければと思っています。

会 長 確かに難しいところもありますが、事務局の説明の通りです。

第 25 番 (岡本 嗣喜 委員)

現場確認等は何とか出来ると思うのですが、パトロールについては、事務局に同行してもらえないと私どももわからない事もありますし…

会 長 色々と大変だとは思いますが、欠員状態ですので、その辺はご理解いただき、事務局と相談しながらやっていただきますようお願いいたします。

第 25 番 (岡本 嗣喜 委員)

出来るだけ、協力はしたいと思います。

会 長 よろしく願いいたします。その他、ございませんでしょうか。

無いようでしたら、この度の農業委員の辞任につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ~全委員、挙手~

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議・報告事項について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、協議・報告事項といたしまして、今回は、改正農業委員会法についてという事で、資料を 16 ページから添付させていただいております。資料 16 ページをご覧ください。

(資料による説明)

会 長

以上で、協議・報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、協議・報告を終わります。

その他、事務局からありましたらお願いします。

事 務 局

別添、事務連絡をご覧ください。

1点目は「農地パトロールの報酬」についてです。先般、この話をしました  
が4月28日に農地パトロールの報酬を振込みます。ただし、予算の関係で大変  
すみませんが、一人当たり29時間を限度とさせていただきました。人によって  
は満額支払う事ができません。大変申し訳ありません。今年度は、昨年と較べ  
、倍以上の時間をかけて調査をしていただいております、予算が足りなくなったこ  
とお詫びいたします。すみませんでした。

2点目は5月の総会予定日は、当初24日を予定していましたが、25日に変更  
しましたので、ご報告します。

最後に、旭自治区の農業委員の方は、担当地区の変更を協議していただくた  
め、総会終了後、お残りください。また、運営協議会を開催しますので、協議  
会委員の方もお残りください。事務局からは以上です。

会 長

全体を通じまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

第 10 番

(大谷 数義 委員)

10番、大谷です。先ほどの、農地パトロールの報酬についてなのですが、上  
限を決められたり、予算の範囲内でやられるのは理解できますが、皆さんも時  
間を超過してやっておられるので、今後は事前に予算を取っていただくなり、  
上限の時間を決めていただくなりの説明をされるべきではないかと思ひます。

事 務 局

はい。おっしゃられる通りで、大変申し訳ございませんとしか言いようがない  
のですが、今年度からは、その辺も踏まえて考えたいと思ひます。大変申し訳

第 10 番

ありませんでした。

(大谷 数義 委員)

わかりました。

会 長

ほかにはありませんか。

無いようですので、以上を持ちまして、第 27 回総会を終了します。

終了 午前 時 分





以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

